

クシキサマノスケ 久志木左馬助 慶長六年九月前田利常夫人來嫁の時に江戸から従行した醫師である。

クシコ 串海鼠 ↓ナマコ 生海鼠。

クシシゴウ 櫛師郷 和名抄高山寺本に鳳至郡櫛師がある。同印本には櫛の一字として久之之と註するが、これは師字を脱したものである。後に櫛比となつたのは一聲を轉じたものである。

クシジャヤ 串茶屋 能美郡栗津郷に屬する串の出村であつたが、後大聖寺藩では一村建として取扱ひ、明治以降も亦獨立の部落とする。寛永の頃からこゝに遊女があつた。元來この地は北陸本道なる小松の南方一里の所に當り、その一里塚の傍に府中屋といふ茶屋があつて、數人の婦女を置き旅客に接待せしめたが、前田利常の蒐裘を小松に營むに及び、往々こゝに憩ふことあり、かの婦女が給仕した爲、終に公許の遊女の如くになり、幸いで浪士木下某も同一の營業を初めたに起るといはれる。しかし異本微妙公夜話に、『遊女僅七八人ならで居不申。』といひ、螢の光には、『串茶屋の濫觴詳かならず、昔は假初にかけし茶屋なりと聞傳ふ。』といふ如く、固より宿場女郎の類であつたに過ぎぬが、萬治三年以後大聖寺藩領に屬したから、加賀藩に於ける遊女の制禁に拘らず繼續し、文化の頃に及んではその發展最も著しかつた。是を以て文政六年十一月三日劇場から出火して部落の大半を焼いた後、忽ち舊狀を挽回したが、天保十三年老中水野忠邦が儉約令を布くに及んで、大聖寺藩は旨を奉じて服飾器玩を簡易ならしめ、吏を派して室内の華麗なる設備を撤

せしめた。しかも禁令の弛緩するを待つて再び控頭し、以て明治五年の娼妓藝妓年季奉公人解放令發布の時に及んだ。

クジセン 公事錢 民事訴訟に就いて藩が徴した費用である。慶長六年五月十七日の御定書に、『公事錢者訴・論共三百疋宛持參、理運之方者手前之三百疋可返還事。』と見える。同十八年の定では三百疋を銀子一枚と改めてある。

クジチ 鹽地 ↓デンチワリ 田地割。

クジツケンナガヤ 九十間長屋 金澤城内に在つた。三ノ丸射手異風稽古場の横、奥力番所のうしろの長屋で、四十間長屋の前に在つた。

クジツサイモノ 九十歳者 ↓ヨウロウ 養老。

クシデ 串出 能美郡串の出村であるが、大聖寺藩では一村として取扱つて居た。明治以降また串に合併せられた。

クシノ 串野 能美郡串附近の郊野をいふ。三壺聞書に、『分部伊左衛門は、串野より松を見立、數千本葎島へ船にて積廻す。』とあるは、寛永中小松城修築の時のことである。

クジバ 公事場 加賀藩の最高裁判所で、牢獄もその中であつた。公事場の名目は、慶長十八年八月の定書に見えるのが初見であらう。公事場には、又牢獄の傍に死刑執行場があつた。それを刑法場といひ、俗に御仕置場といふた。公事場の位置は、往昔淺野川掛作から味噌藏町不破左近の宅後にかけてあつたが、その後新堂形の地に移し、前田利常の薨後萬治二年更に白鳥堀の外に移した。今の裁判所のある所である。凡そ犯罪の入牢以上に

當る者は公事場に於いて審理し、量刑の上一切の書類を具し、年寄を経て藩侯の裁可を仰ぐ。而してその處刑宣告の日には必ず月番年寄が法廷に臨んで之を執行せしめ、月番事故あれば同列中之に代る。落着聞届といふものはである。但し窃盜・賭博等罪種の輕きものにあつては、慣例によつて、金澤町奉行又は盜賊改方奉行で審判處分する者もあつた。廢藩に際して公事場を廢し、囚人を獄舎と共に縣廳の聽訟係に引渡し、聽訟と斷獄との事務を掌つたが、後に囚獄所と稱し、遂に監獄所と改めた。

クジバシキジツ 公事場式日 公事場奉行以下が、裁判の爲に登廳する定日をいふ。萬治元年の規定では、毎月二日・八日・十四日・廿一日・廿六日であつたが、寛政の頃から二日・七日・十三日・廿一日・廿七日になつた。但し事態の急を要する場合には、式日以外にも開廷した。又藩侯が參勤の爲居城を出發する日には之を廢したが、歸國の爲江戸を出發する日はその限でなかつた。公子女の金澤出發又はその祝日にも之を廢せられた。牢獄の鎖鑰は、金澤町奉行の保管する所であるから、式日毎に持參する慣例であつた。

クシハチマンジンジャ 串八幡神社 ↓ヤナギミヤジンジャ 柳宮神社。

クジバブギヨウ 公事場奉行 四人あつて一人は寺社奉行より兼帯し、又御馬廻頭からも勤めた。その初は不明があるが、寛永十八年には奥村源左衛門長元・岡島市郎兵衛一陣・小塚藤右衛門が勤め、その後津田勘兵衛重次・脇田九兵衛直賢之に當り、萬治二年の頃には横山右近守知・菊池大學直辰があつた。貞享

三年十一月野村興三兵衛重徳の命ぜられたのは、御馬廻頭の兼帯した初である。

クジバマチ 公事場町 金澤の舊町名。藩の公事場付足輕の組地であつたからの稱で、延寶金澤圖に、公事場付足輕何人と載せてある。今は隣接の二十人町に合併されてゐる。

クジバヨコメ 公事場横目 寛永年間に公事場奉行があつたのだから、公事場御横目も其の頃から有つたものであらう。後萬治三年には原三郎左衛門、寛文元年には神保長左衛門・岩田平藏、三年には中村久左衛門、十三年には板津兵助が命ぜられたが、延寶五年より中絶し、御大小將横目より代る々々之を勤めた。然るに天和二年小倉惣助・小塚八郎左衛門兩人が命ぜられてから、再び連續として繼續した。

クシヒシヨウ 櫛比庄 鳳至郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録に、『櫛比莊九拾町九段』とある。又道下寶泉寺藏永和三年八月廿五日庄主彦壽の判書には、『能登國櫛比庄内田畠之事』とも見える。後世亦櫛比庄がある。

クシヒシヨウ 櫛比庄 鳳至郡に屬し、藩政時代では、小石・上河内・大角間・上中・越渡・桂谷・内保・栃木・深田・廣瀬・日野尾・鬼屋・中尾・廣岡・館・門前・走出・清水・道下・勝田・和田・高根尾・安代原・淺生田・中野屋・浦上・田・八幡・宮古場・本市・本内・山邊・黒島の三十三、村を含んで居た。

クシヒハツカ 櫛比八ヶ 天正十七年九月十八日の前田利家の印書に櫛比八ヶと載せたものがある。享保十年の道下金川宮記には、この八ヶを解して、仁岸・阿岸・七浦・大澤・浦